

小国町商工会員各位

～コロナウイルスに負けるな～

小国町商工会activation事業補助金 (活性化)

新型コロナウイルスにより需要減少の影響を大きく受ける小国町商工会員に対し店舗改装や備品の購入などの一部補助を行う。また、店舗改装委託業者及び備品の購入先について小国町商工会員限定とすることで小国町商工会員の経営力強化へと繋げる。

1. 補助対象経費

機械器具備品費・広報費・展示会等出展費・開発費・開発費・専門家謝金・委託費・外注費など

※不動産の購入・取得に該当するものは不可、住居改装など住居に関するものは不可、借入金の利息は不可

2. 補助上限額

補助額 10 万円を上限として、補助対象事業費(税抜額)の 2 分の 1 を補助とする。

但し、申込みが多数であった場合は、申込数割とします。

3. 補助対象者

小国町商工会員とする。但し、会費・手数料等の滞納が無い会員とする。

4. 受付期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 29 日までとする。

但し、受付期間であっても予算が無くなり次第、受付終了となる場合もあります。

申請に必要な書類は小国町商工会窓口にあります。

お問い合わせ先:小国町商工会 TEL46-3621